令和4年 第1回 相馬地方広域水道企業団議会定例会

(記者用資料)

令和4年2月21日午前10時開議

提出案件

議案第1号 相馬地方広域水道企業団 監査委員の選任について

原案可決 (提案理由)

識見選出の監査委員、植田 富雄 氏の任期が3月末で満了し、今期で退任することに伴い 新たに谷津田 政弘 氏を選出するため議会の同意を得るためのものであります。

議案第2号 令和3年度 相馬地方広域水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)

原案可決 (提案理由)

当初予算に変更が生じるため、地方自治法第 218 条第 1 項の規定に基づき、提案するものであります。

収益的収入額を9,129 千円増額し、補正後の水道事業収益額を1,566,744 千円とし、収益的支出額については、14,523 千円減額し、補正後の水道事業費用額を1,416,165 千円とするものであります。

次に、資本的収入額については、139,201 千円減額し、補正後の資本的収入額を 41,023 千円とし、資本的支出額についても、314,472 千円減額、補正後の資本的支出額を 1,045,038 千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1,004,015 千円については、 当年度分消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんいたします。

議案第3号 令和4年度 相馬地方広域水道企業団水道事業会計予算

原案可決 (提案理由)

地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき提案するものであります。

収益的収入額を 1,568,315 千円、収益的支出額については、1,440,010 千円とし、資本的収入額を 273,204 千円、資本的支出額については、1,348,782 千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,075,578 千円については、当年度 当年度分消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てん いたします。

報告案件 例月出納検査の結果報告について

(提案理由)

地方自治法第第235条の2第3項に基づき、

令和3年7月から12月までの例月出納検査結果を報告するものであります

その他 門馬 和夫 南相馬市長が選挙にて再選し、理事として就任あいさつを行いました。 また、3月末で退任する植田監査委員から退任のあいさつがありました。